

事 務 連 絡
令和 5 年 1 2 月 8 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長
(公印省略)

個人番号（マイナンバー）申告書提出時の留意事項について（通知）

令和 5 年 1 2 月 8 日付け公共埼第 5 2 2 - 1 号又は公共埼第 5 2 2 - 2 号「地方公務員等共済組合法施行規程等の一部改正に伴う事務手続の変更について（通知）」で通知したとおり、公立学校共済組合埼玉支部では事実発生日が令和 6 年 1 月 1 日以降の資格取得申告（組合員・被扶養者とも）には個人番号（マイナンバー）申告書（以下、「個人番号申告書」とする。）による個人番号の提出が必須となります。

個人番号申告書の送付方法は、漏洩、紛失等の事故を防止するため、できるだけ簡易書留など追跡可能な方法で提出するよう通知していますが、送付する個人番号申告書の枚数に行き違いや齟齬が生じないように、下記のような記載を行った上で福利課あてに送付するよう、併せてお願いいたします。

記

1 個人番号申告書送付時の記載について

(1) 記載内容

提出先担当名と封入した個人番号申告書の枚数を封筒の外面に記載すること。ただし、個人番号申告書であることは明記しないこと。

(2) 記載例（個人番号申告書を 3 通同封する場合）

申 3 **個 3** ③ などと朱書する。

[イメージ]

The diagram shows a document envelope with the following content:

- Address: さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階
- Recipient: 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 あて
- Stamp: 簡易書留 (Red)
- Stamp: 申3 (Red)
- Stamp: 個3 (Red)
- Stamp: ③ (Red)

A blue line points from the text "他の記載例" (Other examples of recording) to the stamps "個3" and "③".

(3) その他

福利課受理時に記載の件数と封入枚数が異なる場合は、所属所担当者あてに確認を行います。
記載がない場合に生じる個人番号申告書の枚数相違などの行き違い、齟齬については、所属所で対応をいただきます。

担当：資格管理担当
電話：048-830-6694